

～給与勧告・報告の仕組みと本年の報告のポイント～

平成25年10月

奈良県人事委員会

【内容】

- 1 給与勧告・報告の対象職員
- 2 給与勧告・報告の手順
- 3 公民給与の比較方法（ラスパイレス比較）
- 4 民間との較差に基づく給与改定
- 5 モデル給与例
- 6 最近の給与勧告の実施状況

1. 給与勧告・報告の対象職員

本年の給与勧告・報告の対象となっているのは、給与条例の各給料表適用者16,400人(再任用職員等を除く)であり、昨年より162人の減となっています(行政職については、3,619人で昨年より38人の減)。

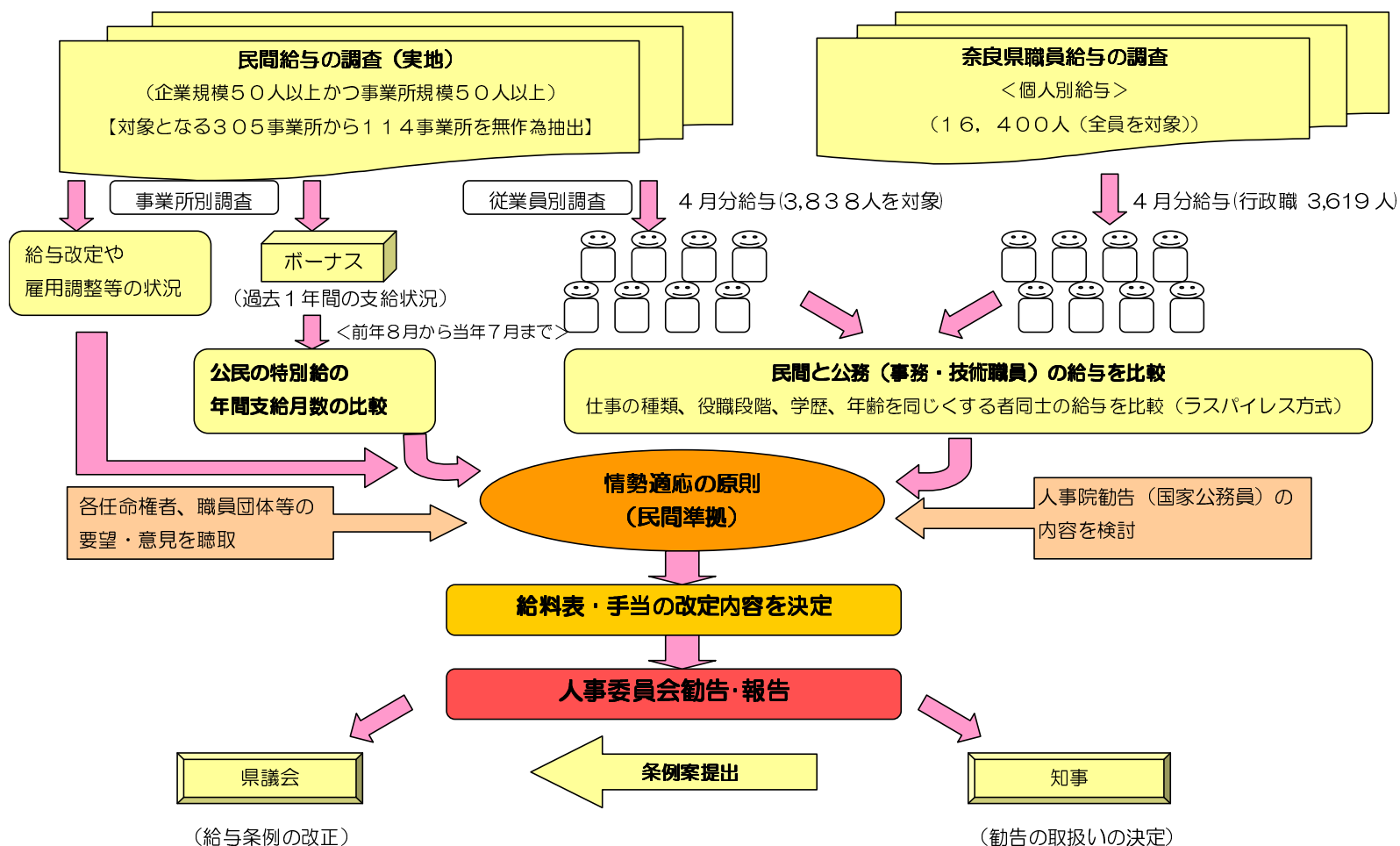
また、対象職員の平均年齢は42.8歳で、昨年より0.6歳低下しています(行政職については、昨年より0.4歳低下)。

項目 給料表	職員数(人)			平均年齢(歳)		
	H25年4月	H24年4月	対前年比	H25年4月	H24年4月	対前年比
全職種	16,400	16,562	△ 162	42.8	43.4	△ 0.6
行政	3,619	3,657	△ 38	43.3	43.7	△ 0.4
公安	2,361	2,398	△ 37	38.9	39.5	△ 0.6
教育(一)	29	29	0	49.6	50.3	△ 0.7
教育(二)	2,437	2,448	△ 11	46.2	46.8	△ 0.6
教育(三)	6,274	6,373	△ 99	43.6	44.6	△ 1.0
教育(四)	28	27	1	45.8	46.1	△ 0.3
研究	184	190	△ 6	43.7	43.6	0.1
医療(一)	195	189	6	43.1	42.8	0.3
医療(二)	304	313	△ 9	43.4	43.1	0.3
医療(三)	924	889	35	35.5	35.5	0.0
福祉	43	47	△ 4	44.5	44.8	△ 0.3
特定任期付	1	1	0	-	-	-
任期付研究	1	1	0	-	-	-

(平成25年4月1日現在)

2. 給与勧告・報告の手順

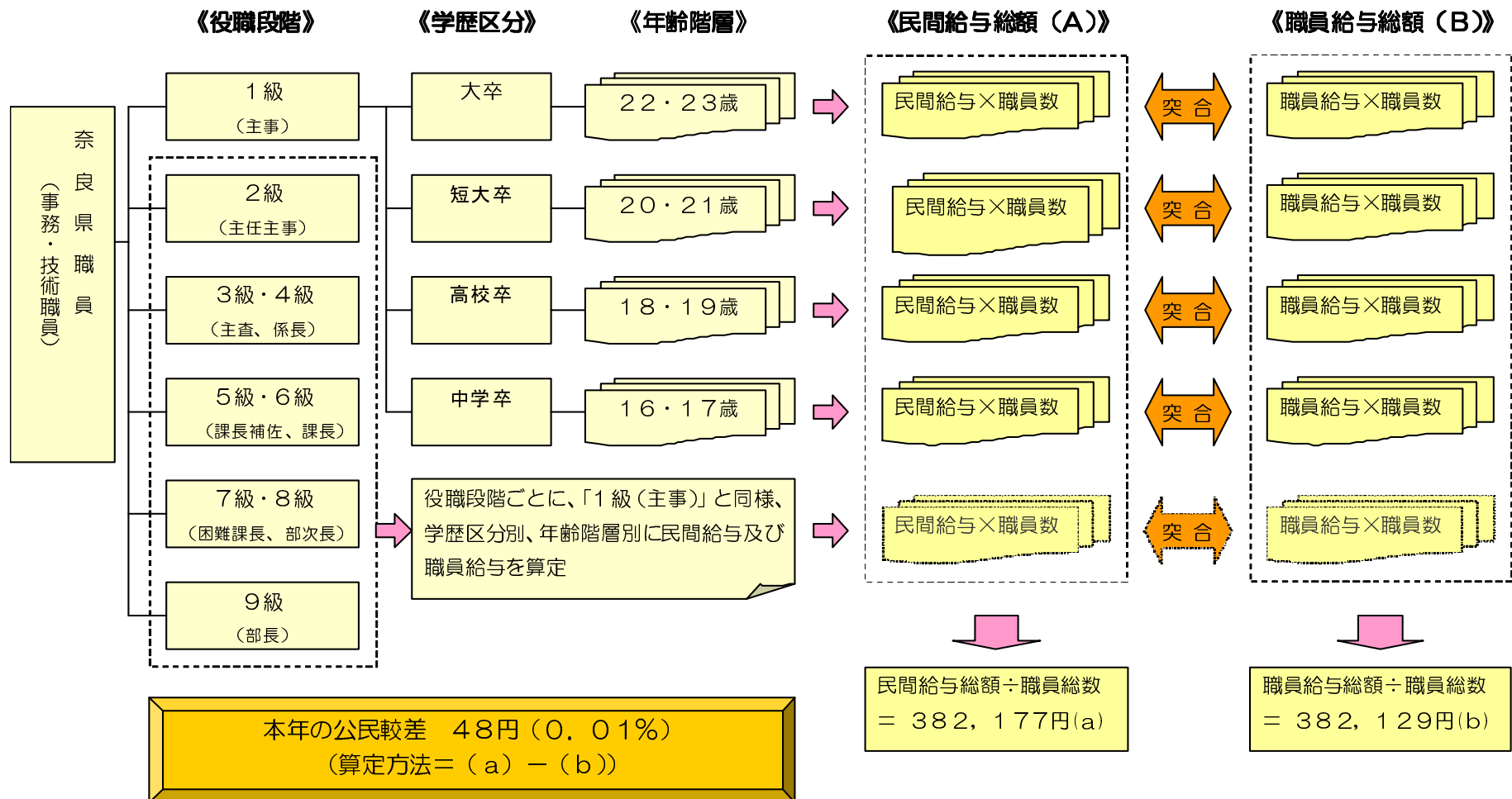
奈良県人事委員会では、公民給与の比較の基礎とするため、奈良県職員と民間の給与を調査しています。その結果に基づいて、公民の4月分の給与（月例給）を精密に比較して得られた公民の給与較差を解消することを基本に勧告・報告を行っています。また、特別給（ボーナス）の過去1年間の支給実績を正確に把握し、その結果得られた年間支給割合に奈良県職員の特別給（期末・勤勉手当）の年間支給月数を合わせることを基本に勧告・報告を行っています。



3. 公民給与の比較方法(ラスパイレス比較)

公民給与の比較(ラスパイレス比較)においては、個々の奈良県職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が現に支払っている支給総額(B)に比べてどの程度差があるかを算出しています。

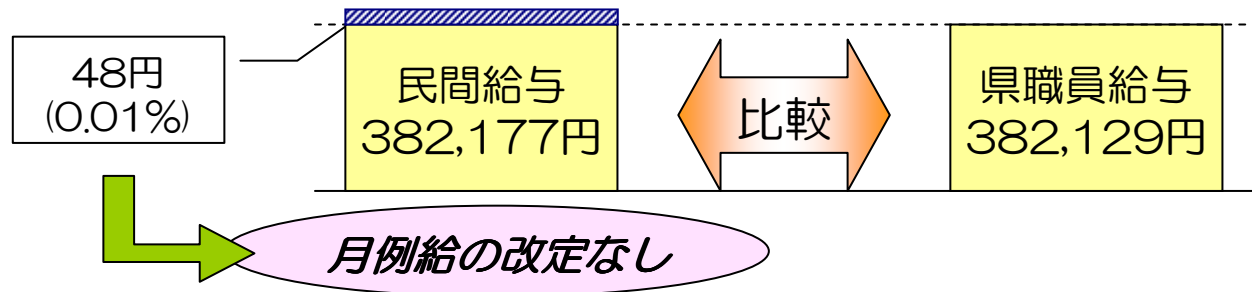
具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴区分、年齢階層別の奈良県職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに奈良県職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



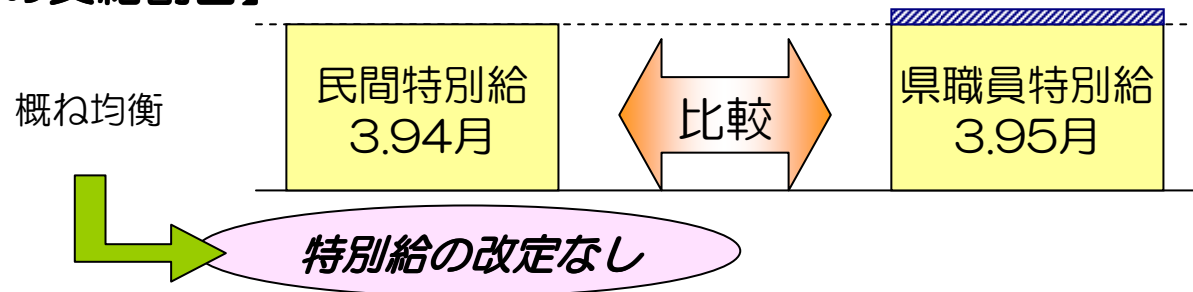
4. 民間給与との較差に基づく給与改定

- 地方公務員法の趣旨に則り、以下の事情を総合的に勘案した結果、月例給及び特別給の改定の勧告を行わないこととしました。
- 公民給与の比較の結果、較差が僅かであり、民間給与の月例給及び特別給とおおむね均衡していること。
(月例給の公民較差：48円(0.01%) 特別給の支給割合：民間3.94月、県職員3.95月)
 - 人事院が、国家公務員の月例給及び特別給の改定を行わない旨を報告していること。

【月例給の公民較差】



【特別給の支給割合】



5. モデル給与例

職名 \ 項目	年齢(歳)	家族構成	給与月額(円)	〈参考〉 平成25年7月減額 措置後の給与月額(円)
部長	—	配偶者	688,485	625,397
部次長	—	配偶者	612,255	556,318
課長	—	配偶者、子1人	544,530	504,429
課長補佐	50	配偶者、子2人	450,450	419,526
係長	45	配偶者、子2人	416,745	387,927
主査	40	配偶者、子2人	388,920	362,161
主査	35	配偶者、子1人	332,745	309,638
主任主事	30	配偶者	267,855	256,307
主事	25	独身	206,745	197,353

(注) 1. 給与月額欄は、平成15年特例条例による給与減額措置(※)がないものとした場合で算出。

(※) …平成15年から継続しており、平成25年4月現在では管理職を対象とする給与減額措置

2. モデル給与例の給与月額は、給料、扶養手当、管理職手当及び地域手当(下記参照)を基礎に算出。

○ 地域手当 : 本庁勤務5.0%

○ 管理職手当 : 課長(76,700円)、部次長(103,700円)、部長(128,900円)

3. 平成25年7月減額措置とは、同年7月から新たに実施された給与減額措置をいう。

6. 最近の給与勧告の実施状況

県職員の給与は、民間給与が厳しい状況にあったこと等を反映して、平成19年を除き、月例給与又は特別給与の減額による年間給与の減少又は据置きが続いています。

年	改定内容		公民較差		改定後		すき枠 円	特別給			平均年間給与		備考
	月例給	特別給	額 円	率 %	額 円	率 %		改定前 月	改定後 月	差 月	額 円	率 %	
25	-	-	48	0.01	0	0.00	48	3.95	3.95	0.00	0	0.0	・2年連続、月例給・特別給とも改定見送り (特別給改定見送りは3年連続)
24	-	-	▲135	▲0.04	0	0.00	▲135	3.95	3.95	0.00	0	0.0	・月例給・特別給とも改定見送り (特別給改定見送りは2年連続)
23	▲	-	▲952	▲0.25	▲1,154	▲0.30	202	3.95	3.95	0.00	▲19,000	▲0.3	・月例給は3年連続引下げ ・特別給は3年ぶりの改定見送り
22	▲	▲	▲383	▲0.10	▲402	▲0.10	19	4.15	3.95	▲0.20	▲88,000	▲1.4	・2年連続、月例給、特別給ともに引下げ (同時引下げは、2年連続4度目(H14、15、21、22)) ・特別給が4.0月を下回ったのは、昭和38年の3.9月 以来、47年ぶり
21	▲	▲	▲1,161	▲0.29	▲1,130	▲0.28	▲31	4.50	4.15	▲0.35	▲163,000	▲2.4	・4年振りに月例給の引下げ改定 ・特別給は6年振りに引下げ改定 (過去最大の0.35月引下げ改定)
20	-	-	293	0.07	0	0.00	293	4.50	4.50	0.00	0	0.0	・月例給・特別給とも改定見送り
19	+	+	1,308	0.32	1,302	0.31	6	4.45	4.50	0.05	42,000	0.6	・6年振りに月例給の引上げ改定 ・特別給は0.05月の引上げ改定
18	-	-	▲272	▲0.07	0	0.00	▲272	4.45	4.45	0.00	0	0.0	・月例給・特別給とも改定見送り
17	▲	+	▲1,798	▲0.43	▲1,475	▲0.36	▲323	4.40	4.45	0.05	▲3,000	▲0.0	・2年振りに月例給の引下げ改定 ・特別給は0.05月の引上げ改定 ・平成18年度以降給与構造の見直し
16	-	-	▲147	▲0.04	0	0.00	▲147	4.40	4.40	0.00	0	0.0	・月例給・特別給とも改定見送り ・6年振りに年間給与が前年水準を維持
15	▲	▲	▲4,519	▲1.08	▲4,517	▲1.08	▲2	4.65	4.40	▲0.25	▲184,000	▲2.6	・5年連続年間給与の減少(過去最大) ・2年連続のマイナス勧告
14	▲	▲	▲8,627	▲2.04	▲8,605	▲2.04	▲22	4.70	4.65	▲0.05	▲171,000	▲2.4	・4年連続年間給与の減少 ・給与勧告制度創設以来初のマイナス勧告
13	+	▲	299	0.07	299	0.07	0	4.75	4.70	▲0.05	▲18,000	▲0.3	・3年連続年間給与の減少 ・特例一時金
12	+	▲	499	0.12	491	0.12	8	4.95	4.75	▲0.20	▲77,000	▲1.1	・2年連続年間給与の減少
11	+	▲	1,019	0.25	957	0.24	62	5.25	4.95	▲0.30	▲105,000	▲1.5	(この当時、特別給の下げ幅0.30月は過去最大)